

焼津市ブロック塀等撤去補助金

焼津市では、地震によるブロック塀等の倒壊・転倒による災害を防止するため、危険なブロック塀等を撤去する方に対して補助金交付の事業を行っています。



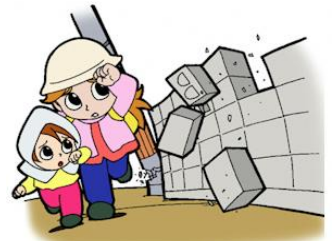
平成28年 熊本地震で倒壊したブロック塀

◎補助金の対象となるもの

- 1) 通学路・緊急輸送路及び住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路沿いにあるブロック塀等で、道路からの高さが60cmを超え、地震発生時に倒壊・転倒の危険があるもの
※但し撤去範囲のブロック塀等は、すべて撤去すること
(ブロック塀の1段残し等は、補助対象外となります。)

×補助の対象とならないもの

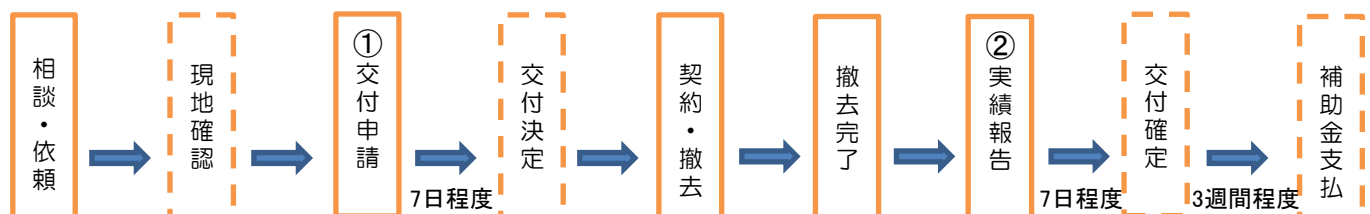
- 1) 過去に公共工事等に伴いブロック塀等の補償を受けているもの
- 2) 撤去前の全体がわかる写真がないもの
- 3) ブロック塀等の撤去後に申請したもの
- 4) 過去にブロック塀等撤去事業により補助を受けたことがある敷地にあるもの
- 5) 地震等により倒壊・転倒して道路通行人等の第三者に被害を与える可能性のないブロック塀等



○手続きの流れ

※□ は申請者が行う内容です。①②では書類手続きが必要です。

※撤去前に建築住宅課へお問合せください。市職員が現地確認をして、補助対象であるか確認します。



※①交付申請期限: 令和9年1月29日 ②実績報告期限: 令和9年2月26日

○補助(率)額 上限: 20万円

撤去にかかる見積費用と下記(市基準額)により算定した額のどちらか少ない額を採用し、2/3以内の率で計算した額(1,000円未満切り捨て)

<市基準額>

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・通学路及び緊急輸送路沿いの場合 | 延長1mあたり 12,000円 |
| ・避難経路沿いの場合 | 延長1mあたり 9,000円 |

☆ブロック塀等撤去に関する問合せ先

焼津市 建築住宅課 建築指導担当(本庁舎5階) TEL 626-2169

○撤去前の手続き→(流れの①番)

補助金交付申請書(第1号様式)概要(第1号の5様式)と添付書類を提出

添付書類

- 1)位置図(住宅地図等で、住宅等の位置及び避難地、避難経路を記載)
- 2)配置図及び立面図(ブロック塀等の位置、長さ、高さ、厚さの値を明記)
- 3)撤去前の写真(撤去する塀の端から端までが確認できるもの。複数枚可)
- 4)撤去のための見積書コピー(宛名(申請者氏名)及び工事名を記入)
- 5)所有者以外が申請する場合は所有者の承諾書(第11号様式)
- 6)消費税を仕入税額控除の対象としない場合は消費税等申出書(第13号様式)

○撤去後の手続き→(流れの②番)

実績報告書(第5号様式)と添付書類を提出

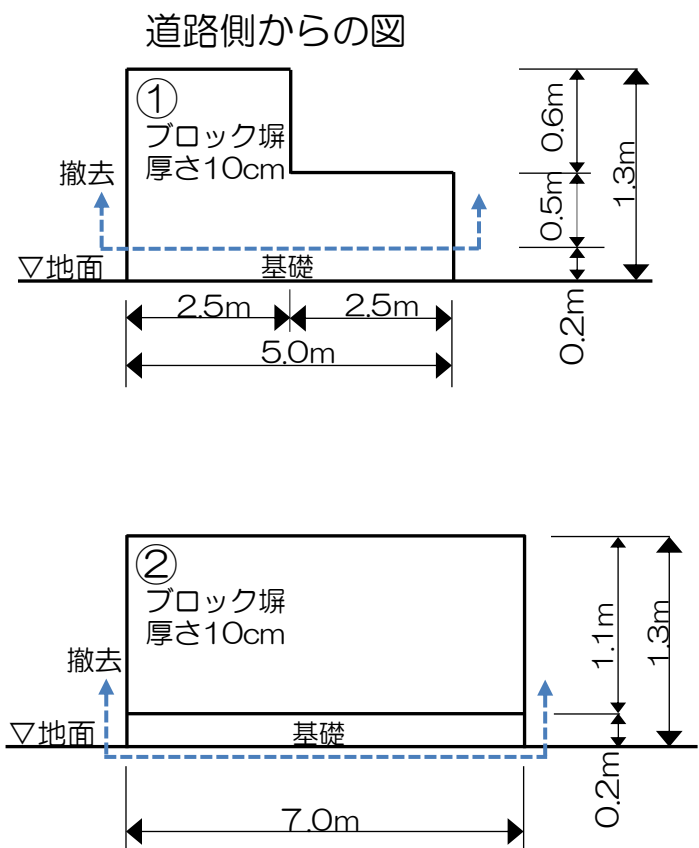
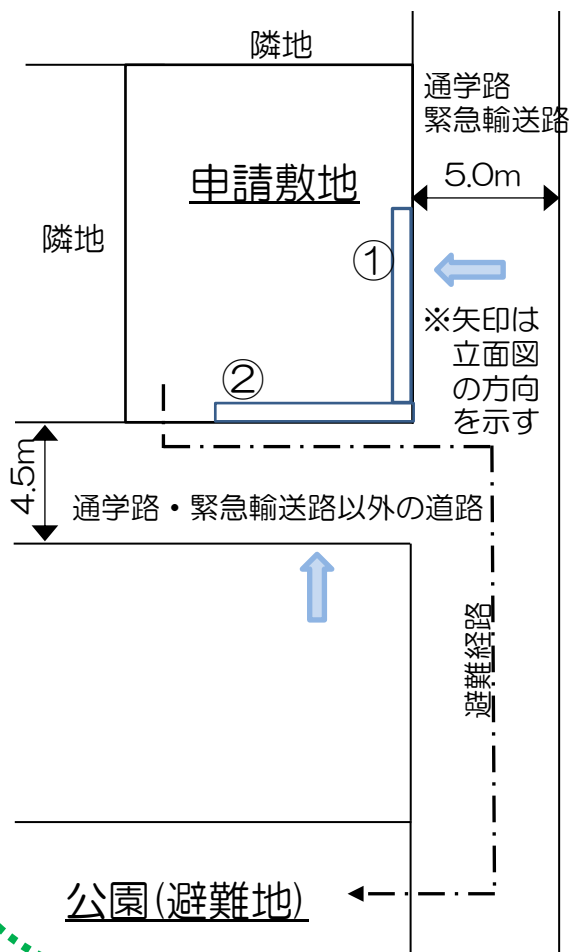
添付書類

- 1)撤去後の写真(塀がなくなり、新しく何かをする前のタイミングで撮影し撤去した塀の端から端までが確認できるもの。)
- 2)施工業者の領収書のコピー(宛名(申請者氏名)及び工事名を記入)

<配置図の例>

<立面図の例>

※長さ・高さの単位はm又はmmで記入、厚さはcmで記入



☆関連事業 生け垣をつくることに対する補助金

補助率: 生け垣設置にかかる樹木の購入費及び生け垣設置工事費の合計額、または、生け垣の延長1mあたり9,000円を乗じてえた額のいずれか少ない額の1/2以内。

限度額: 道路沿いの既存ブロック塀などを撤去して生け垣に作り替える場合は100,000円。それ以外は50,000円。

詳しくは、焼津市 都市整備課(626-2165)までお問い合わせください。